

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（平成 21 年改正）

規 約

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、募集型企画旅行の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

（適 用）

第 2 条 この規約は、日本国内において募集する募集型企画旅行に関して行う邦文の広告その他の表示について適用する。

（表示の基本）

第 3 条 事業者は、第 1 条の目的を達成するため、募集型企画旅行の表示に関しては、特に次に掲げる事項を銘記し、規約の厳正な実施を期するものとする。

- (1) 募集型企画旅行は、目に見えない商品で、消費者にとっては広告その他の表示を通してしか事前に内容を知ることができないものであるため、事業者が募集型企画旅行についての表示をするに当たっては、可能な限り詳細かつ正確な情報を提供することに努め、いやしくも虚偽の若しくは誇大な表示をすること又は消費者の募集型企画旅行の選択に当たって重要な要素となる情報の不表示により、消費者に誤った期待を抱かせることがないように、厳に戒めなければならない。
- (2) この規約の定め反する誤った表示により消費者に誤認を与えた場合は、当該表示を行った会員事業者がその表示について是正措置を採らなければならない。
- (3) この規約の適用を受けない募集型企画旅行の広告その他の表示についても、この規約の趣旨を尊重しなければならない。

（用語の定義）

第 4 条 この規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「旅行業」とは、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に定める事業をいい、「旅行業者代理業」とは、同法第 2 条第 2 項に定める事業をいう。「旅行業等」とは、旅行業又は旅行業者代理業をいう。
- (2) 「事業者」とは、旅行業法第 3 条の登録を受けて旅行業等を営む者をいう。
- (3) 「企画旅行業者」とは、次号に定める旅行を企画・実施する者をいう。
- (4) 「募集型企画旅行」とは、旅行業法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる行為を行うことに

より実施する旅行のうち、旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。

- (5) 「表示」とは、顧客を誘引し、又は顧客に説明するために、事業者が募集型企画旅行の内容、取引条件等に関する事項について、パンフレット、新聞、雑誌、旅行情報誌、チラシ、ポスター、説明書面、テレビ、ラジオ、ビデオテープ、インターネット、ダイレクトメール、口頭その他の媒体を用いて行う広告その他の表示をいう。
- (6) 「説明書面」とは、旅行業法第12条の4第2項に定める書面をいう。
- (7) 「募集広告」とは、特定の募集型企画旅行について、価格を表示して、旅行契約の締結を一般消費者に対して誘引する広告その他の表示をいう。
- (8) 「オプションツアー」とは、募集型企画旅行中の主に旅行サービスの提供のない時間帯を利用して、当該募集型企画旅行の参加者が別途料金を支払うことにより任意に参加できるように設定された小旅行等をいう。
- (9) 「ホームステイ」とは、外国の家庭に、語学の研修、生活体験等の目的で滞在することをいい、「ホームステイツアー」とは、ホームステイと旅行を組み合わせて設定された3カ月未満の募集型企画旅行をいう。
- (10) 「モニター」とは、事業者の依頼により、募集型企画旅行に参加して、旅行の内容、品質等に関する事項について評価し、感想をまとめて報告する人をいい、「モニター旅行」とは、モニターを集めて実施する募集型企画旅行をいう。

第2章 表示基準

(説明書面の必要表示事項等)

第5条 事業者は、募集型企画旅行について説明書面に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。

- (1) 企画旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- (2) 企画旅行業者以外の事業者が企画旅行業者を代理して契約を締結しようとする場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- (3) 当該募集型企画旅行の申込・問い合わせ先電話番号
- (4) 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地並びに旅行業務取扱管理者の氏名
- (5) 旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項
- (6) 旅行者が次号で定める旅行代金によって提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
- (7) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（以下「旅行代金」という。）に関する事項

- (8) 旅程管理業務を行う者の同行の有無
 - (9) 旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの
 - (10) 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
 - (11) 契約の変更及び解除に関する事項
 - (12) 責任及び免責に関する事項
 - (13) 旅行中の損害の補償等に関する事項
 - (14) 最少催行人員及び最少催行人員を下回った場合に当該募集型企画旅行を実施しないこととなる場合は、その旨
 - (15) 参加資格に関する事項
 - (16) 安全及び衛生に関する事項
 - (17) 個人情報保護に関する事項
 - (18) 旅行条件の基準期日
- (募集広告の必要表示事項)

第6条 事業者は、募集型企画旅行について募集広告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。ただし、インターネットによって申込受付を行う場合は、画面上の募集広告に続いて説明書面を経由して申込フォームになるように構成されていなければならない。

- (1) 企画旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
 - (2) 企画旅行業者の代理業者又は受託旅行業者が募集広告を行う場合は、その者の名称及び住所並びに登録番号
 - (3) 当該募集型企画旅行の申込・問い合わせ先電話番号
 - (4) 旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項
 - (5) 旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
 - (6) 旅行代金に関する事項
 - (7) 旅程管理業務を行う者の同行の有無
 - (8) 旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもののうち、重要なもの
 - (9) 申込先
 - (10) 最少催行人員
 - (11) 取引条件の説明を行い、併せて説明書面を交付する旨
- 2 事業者は、募集型企画旅行の募集に当たって、当該旅行への参加条件を定めたり応募旅行者数を限定する場合は、その内容を明確に表示すること。
- 3 募集広告において、前条で定める項目を施行規則で定めるところにより表示している

場合は、第1項第11号の表示を省略することができる。

(特定事項の表示基準)

第7条 事業者は、募集型企画旅行に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 写真、イラスト等に関する事項

ア 旅行目的地の風物、景色及び行事、宿泊施設、食事等に関する写真又はイラストの使用は、原則として、日程に含まれているものについて紹介する場合に限る。その場合、使用する写真又はイラストには、それにより表示されるもの又は場所の説明を明りょうに付記すること。

イ 旅行目的地のイメージ、旅情等を写真又はイラストを用いて表現するときは、その写真又はイラストがイメージである旨を明示すること。ただし、当該写真又はイラストが施行規則で定める場所に使用される場合は、この限りではない。

(2) 目的地の気候、気温等に関する事項

ア 旅行目的地の気候、気温等の表示をする場合は、客観的根拠のある情報又は数字に基づいたものを表示すること。

イ 気温を表示するときは、「最高」、「最低」、「平均」のいずれであるかの区分を明確に表示すること。

(3) オプションツアーに関する事項

オプションツアーについては、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示すること。

ア 主催者

イ ツアー内容

ウ ツアー料金

エ 申込方法

オ ツアーの実施条件

カ 取消料

(4) 付帯サービスに関する事項

旅行計画に定めた旅行を実施するために通常必要とされる旅行サービス以外に旅行参加者に提供される物品又はサービスがある場合において、それらの物品又はサービスの提供について表示するときは、次の基準によること。

ア 提供される物品又はサービスの内容を明確に表示すること。

イ 提供される物品又はサービスについて、旅行代金とは別に旅行者の負担となる経費がある場合は、その旨を表示すること。

(5) セット販売に関する事項

旅行と旅行以外の商品等を一組として販売する場合は、次の基準により表示すること。

ア 旅行代金と旅行以外の商品等の代金を合算して表示することは差し支えないが、別途、旅行代金を明確に表示すること。

イ セット販売商品の購入申込先が、旅行以外の商品等の販売業者のみの表示となっていないこと。

(6) 割引価格に関する事項

特定の条件を満たす消費者向けに適用される割引価格を表示する場合には、当該割引価格が適用される条件を明りょうに表示すること。

(7) 温泉の表示に関する事項

温泉あるいは療養泉を主目的とした募集型企画旅行については、次に掲げる事項を明りょうに表示する。

ア 温泉に加水したものについては、その旨

イ 温泉に加温したものについては、その旨

ウ 循環装置等を使用する場合は、その旨

エ 温泉に入浴剤等を加え、又は温泉を消毒して利用する場合は、その旨

(特定用語の使用基準)

第8条 事業者は、募集型企画旅行の品質、内容、価格等に関する次の各号に掲げる用語の使用については、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 優位性、最上級等を意味する用語

「当社だけ」、「最高級」、「超豪華」等優位性又は最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づくものであり、かつ、その事実を併せて表示する場合にのみ使用することができる。

(2) 推賞を意味する用語

「推賞」、「推奨」、「推薦」等当該募集型企画旅行を人に勧めることを意味する用語は、当該推薦人等が、事実に基づいてこれを推薦している場合にのみ使用することができる。

(3) 安全を意味する用語

「安全」、「安心」等安全を意味する用語は、その根拠を明らかに示す場合にのみ使用することができる。

(比較広告の表示基準)

第9条 事業者は、募集型企画旅行に関する広告において、旅行の内容、取引条件等について、他の事業者が企画・実施する特定の募集型企画旅行との比較を表示するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 比較時において現に販売されている同種の募集型企画旅行を対照とすること。

(2) 比較対照事項を具体的に表示すること。

- (3) 比較対照事項について客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を明らかにすること。
- (4) 比較の方法が公正であること。
- (5) 中傷・ひぼうにわたる広告はしないこと。

第3章 特殊旅行の表示基準

第4章

(ホームステイツアー)

第10条 事業者は、ホームステイツアーについて表示する場合は、第5条又は第6条の規定によるほか、施行規則で定めるところにより表示しなければならない。

(モニター旅行)

第11条 事業者は、モニター旅行について表示する場合は、第5条又は第6条の規定によるほか、次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

- (1) モニターに依頼する事項を明確に表示すること。
- (2) モニターから提出を求める報告書について、形式、枚数及び提出時期を明確に表示すること。
- (3) モニターに対する報酬は、旅行代金と区別して表示すること。
- (4) モニターが同行する募集型企画旅行の場合であって、モニターの旅行日程等が他の旅行者と一部異なる場合は、その旨及び該当する旅行日程等必要な事項を表示すること。

第4章 表示の禁止等

(不当な二重価格表示の禁止)

第12条 事業者は、募集型企画旅行の旅行代金について、一般価格、通常販売価格、一般標準価格、市価その他の価格と比較した二重価格表示をしてはならない。ただし、同一の募集型企画旅行について最近相当期間にわたって実際に販売されていた旅行代金との比較は、この限りではない。

(おとり広告の禁止)

第13条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 旅行契約の申出に係る旅行が実際には実施することができないもの又は実施の対象となり得ないものである場合のその旅行についての表示
- (2) 旅行契約の申出に係る旅行が合理的理由がないのに契約の締結を妨げる行為が行

われる場合その他実際には契約する意思がない場合のその旅行についての表示

- (3) 旅行契約の申出に係る旅行の募集人員又は旅行参加者の条件等取引条件が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明確に表示されていない場合のその旅行に関する表示

(不当表示の禁止)

第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 旅行者が提供を受ける観光等のサービスの内容について、観光施設、立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (2) 旅行者が提供を受ける運送サービスの内容について、運送機関の種類、等級、航空機の運航行程や運航形態等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (3) 旅行者が提供を受ける宿泊サービスの内容について、宿泊施設の種類、客室の種類や設備、客室からの景観等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (4) 旅行者が提供を受ける食事サービスの内容について、食事の内容、回数、食事場所等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (5) 温泉について、源泉に加水、加温、循環ろ過等を行っている場合に、源泉をそのまま使用していると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (6) 浴槽内の温泉の適応症について、実際には療養泉としての基準値を維持していないにもかかわらず、基準値を維持していると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (7) 参加条件又は催行条件等について、事実に相違する表示又は実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (8) 旅行者が支払うべき旅行代金について、代金の額、支払方法等について、実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (9) 事実に反して、公的機関その他の団体による「後援」又は「協賛」の表示をすることにより、あたかもそれらの機関等からの協力、支援が得られるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (10) 「推賞」、「推奨」、「推薦」等を受けていないのに、受けていると誤認されるおそれのある表示
- (11) 一般消費者に広く適用される価格を優待価格と表示することにより、あたかもその価格による提供が特定の者に与えられた優遇であると誤認されるおそれのある表示

- (12) 客観的、具体的事実がないのに、「特価」、「格安」、「出血サービス」等価格が著しく安いという印象を与える用語を用いることにより、不当に顧客を誘引するおそれがある表示
- (13) 旅行者が提供を受ける旅行サービスの内容、品質、取引条件等の一部分の特色を強調することにより、あたかも全体が実際のものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (14) 前各号に掲げるもののほか、規約第5条から第11条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

第5章 公正取引協議会

(公正取引協議会の事業)

第15条 旅行業公正取引協議会（以下「協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (7) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第16条 協議会は、第5条から第14条までの規定に違反する事実があると思料するときは、その事実について必要な調査をすることができる。

- 2 協議会は、前項の調査をするため、関係者又は参考人から資料の提出、報告又は意見を求めることができる。
- 3 事業者は、前項の規定による協議会の調査に協力しなければならない。
- 4 協議会は、第1項又は第2項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わない場合は、5万円以下の違約金を課すことができる。

(違反に対する措置)

第17条 協議会は、第5条から第14条までの規定に違反する行為があると認められる

ときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該行為を直ちに停止すべき旨、当該行為と同種又は類似の行為を再び行ってはならない旨、その他必要な措置を文書をもって警告することができる。

- 2 協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認められたときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分にし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 協議会は、前条第4項又は前二項の規定により警告し、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第18条 協議会は、第16条第4項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から7日以内に協議会に対して文書による異議の申立てをすることができる。
- 3 協議会は、前項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
- 4 協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の事項を実施するものとする。

(規則の制定)

第19条 協議会は、この規約の実施に関する事項について、規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日(平成21年9月1日)から施行する。